

平成21年(行コ)第213号 ハッ場ダム公金支出差止等(住民訴訟)控訴事件

控訴人 深沢洋子

被控訴人 東京都知事ほか

証 拠 説 明 書(甲B第139号証～142号証)

平成23年4月 27日

東京高等裁判所民事第 5部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 高橋利明
谷合周三

号 証	標 目	(原本・写し の別)	作 成 年 月 日	作 成 者
甲B第139号証	「河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価について(依頼)」	写	H23.1.13	国土交通省河川局長
	立 証 趣 旨			
	国土交通省河川局長が、「河川流出モデル、基本高水の検証に関する学術的な評価について(依頼)」をもって、日本学術会議会長に、河川流出モデルや基本高水のあり方について、学術的な評価、見直しを依頼した事実を証する。			
号 証		(原本・写し の別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第140号証	「利根川水系の八斗島地点における基本高水の検証の進め方(案)」	写	H23.1.13	国土交通省
	立 証 趣 旨			
	国交省は、平成23年1月14日に開かれた「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」第3回幹事会で、本号証を配布したが、それには、「利根川水系の八斗島地点における基本高水について、昭和55年の工事実施基本計画改定の詳細な資料が確認できないことや、平成17年度の河川整備基本方針策定時に飽和雨量などの定数に関して十分な検証が行われていなかった」とあり、八斗島地点における基本高水の妥当性について、改めて検証を行う必要があるとされていることを証する。			

号 証		(原本・写し の別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第141号証	「現行の流出計算モデルの問題点の整理(中間報告)」	写	H23.1.14	国土交通省
	立 証 趣 旨			
	この文書は、平成23年3月28日の日本学術会議の第3回分科会で配布された資料であるが、本号証では、カスリーン台風後の数洪水について、「現行モデルを用いた流出計算の再実施」という作業が行われているところ、その手法は、「昭和55年度工事实施基本計画改定時の計算」に基づいて行うとされている。そして、その流出計算モデルは、「第四紀、非第四紀火山岩地帯区分方式」が用いられており、さいたま地裁の調査嘱託に対する「回答」に記述されていた「一次流出率0.5. 飽和雨量48mm一律方式」は用いられていない事実を立証する。このことにより、関東地方整備局では、平常、「第四紀・非第四紀火山岩地帯区分方式」を用いていたことが分かる。			
号 証	標 目	(原本・写し の別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第142号証	利根川水系の基準点八斗島上流における新たな流出計算モデルの構築(案)について	写	H23.3.28	国土交通省
	立 証 趣 旨			
	この文書は、平成23年3月28日に、日本学術会議の第3回分科会で配布されたものであるが、ここに記述されている流出計算モデルは、「第四紀・非第四紀火山岩地帯区分方式」とも異なる新方式であった。この事実は、国土交通省自身が、従来の貯留関数法による流出解析に疑問を持っていることを示すことにほかならず、こうした状況を、本書証をもって立証する。			
号 証	標 目	(原本・写し の別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第143号証	情報公開開示請求書控	原本	H22.7.25	高橋利明
	立 証 趣 旨			
	関東地方整備局に対して、「利根川水系工事实施基本計画の基本高水流量を算出した調査報告書のすべて」を開示請求した事実を証する。			

号 証	標 目	(原本・写し の別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第144号証	「行政文書開示決定通知書」	原本	H22.8.25	関東地方整備局長
	立 証 趣 旨			
	甲B第143号証に基づく開示請求に対して、関東地方整備局長が、「54流域分割図」など、一部を除いて、文書の開示を行ってきた事実を証する。			
号 証	標 目	(原本・写し の別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第145号証の1	「利根川上流域の流出計算モデルについて」	写	不明	国土交通省
	立 証 趣 旨			
	高橋利明が、関東地方整備局に対して開示請求した文書の一つである。この文書には、「計画降雨」、「流出モデルと流出定数」、「基本高水流量」などの記述がなされている。			
号 証	標 目	(原本・写し の別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第145号証の2	「八斗島上流域の流域定数表」ほか	写	不明	国土交通省
	立 証 趣 旨			
	同じく、情報公開請求により開示された文書であるが、この文書には、「八斗島上流域の流域定数表」と「八斗島上流域の河道定数表」と題するデータが記載されているが、このデータは、さいたま地裁からの調査嘱託に対する関東地方整備局の「回答」に搭載されていた情報と全く同じである。この事実を証する。			